

初めての方
必見!

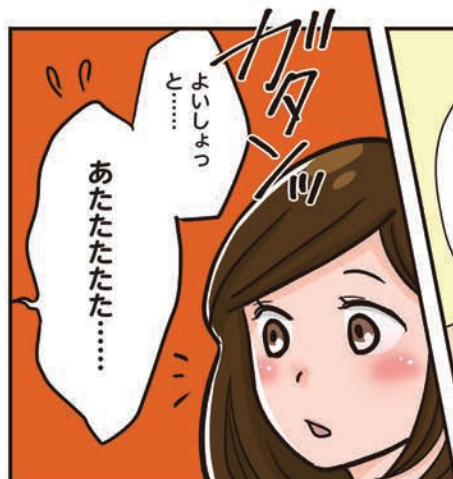
まんがでわかる!

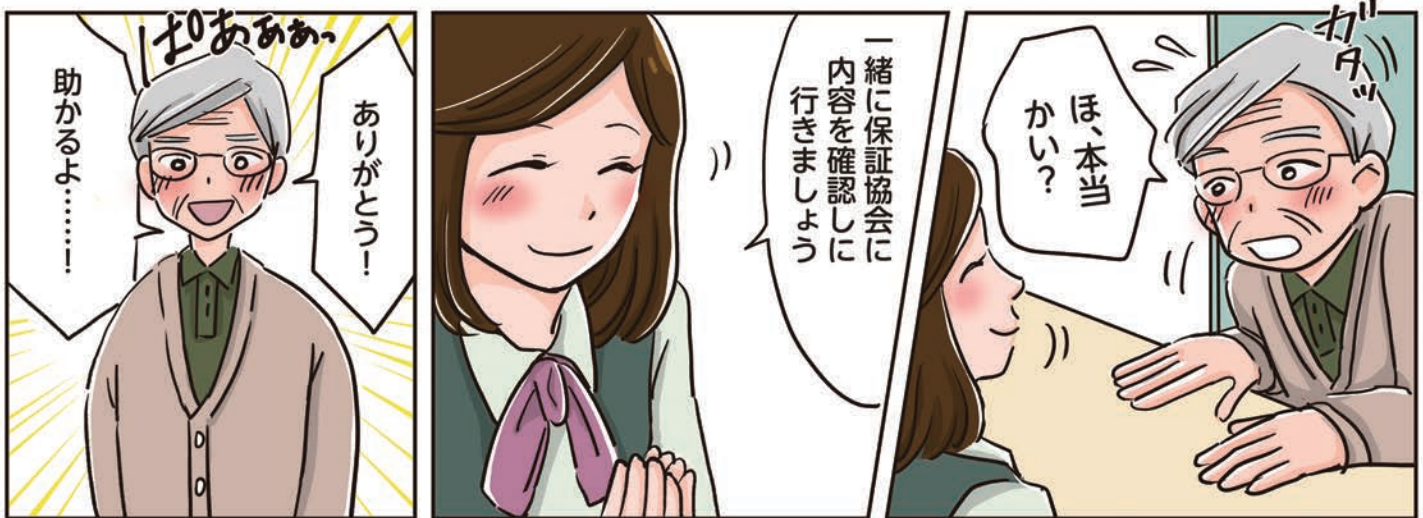
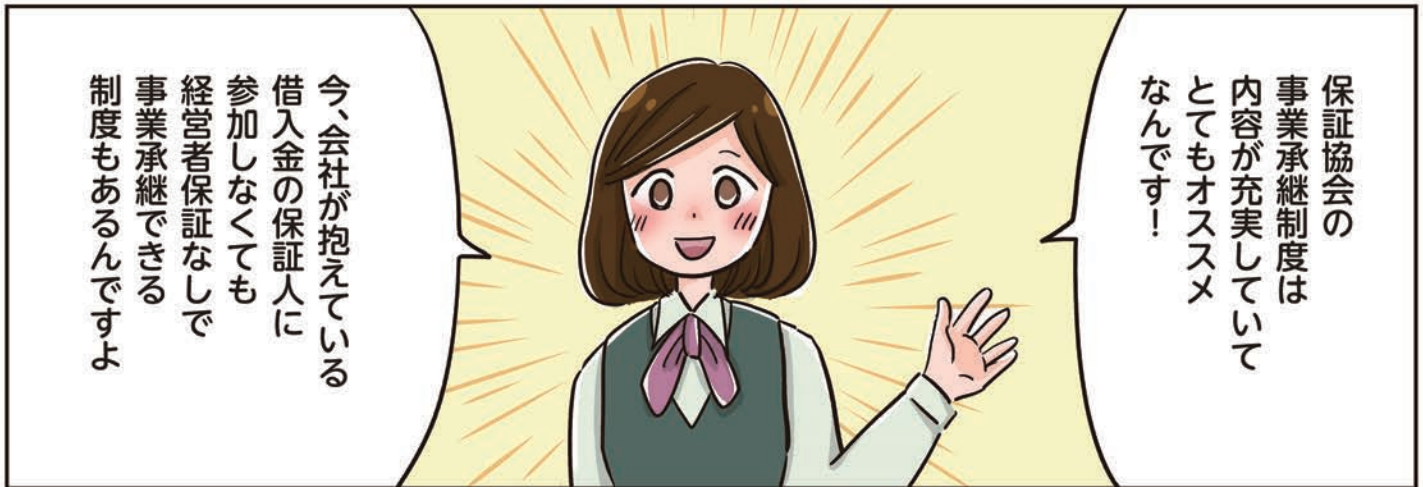
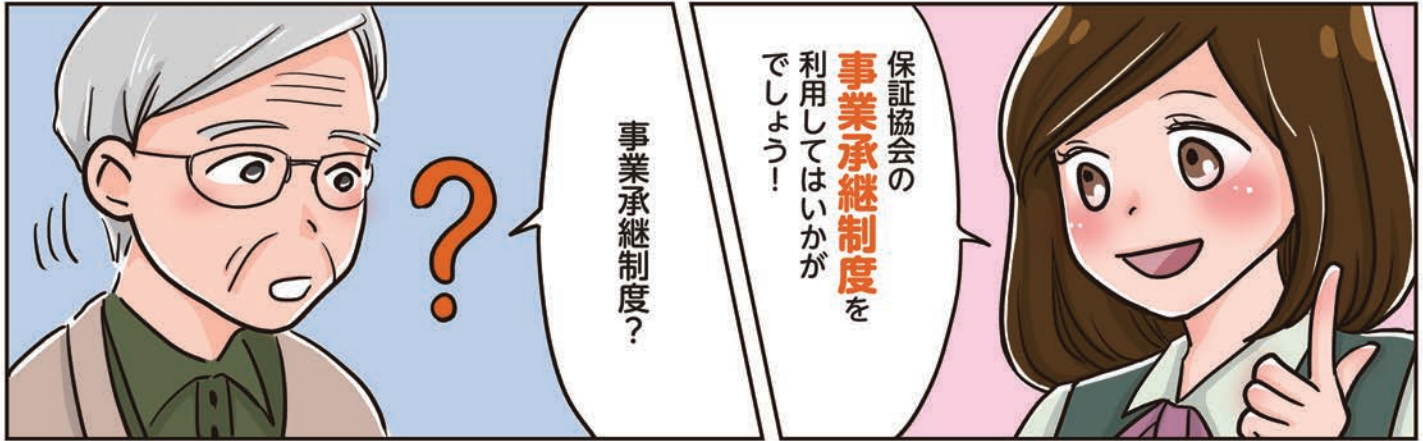
信用保証協会

第4話

事業承継制度とは?











経営者保証
コーディネーター
とは

経済産業省の委託又は
その委託を受けた
者の再委託を受けて
事業の承継に
対する支援に係る
事業を行う者
**(事業承継・引継ぎ
支援センター等)**が
雇用する専門家です



財務責任者の経験がある人
や公認会計士・税理士などが
担当するので豊富な経験に
基づいた手厚いサポートが
受けられるんです!
事業承継時における経営者
保証解除を後押しして
くれます!

それは
心強い!

是非
お願いします!!

ハイ!!
お任せください!!

経営者保証を不要とする 事業承継特別保証制度

事業承継時に 利用可能

※場合によっては
事業承継後にも
利用可能

経営者保証 不要

経営者保証
コーディネーターによる
確認を受けた場合には
信用保証料率を
大幅に軽減

経営者保証ありの
既存の借入金についても
借換可能

※本制度で経営者保証
不要に！

ご利用いただける方

次の（１）又は（２）に該当し、かつ（３）に該当する中小企業者

- （１）保証申込受付日から３年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人
- （２）令和２年１月１日から令和７年３月３１日までに事業承継を実施した法人であって、事業継承日から３年を経過していないもの
- （３）次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと
 - ①資産超過であること
 - ②EBITDA 有利子負債倍率（注）が 10 倍以内であること
 （注）EBITDA有利子負債倍率＝（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）
 - ③法人・個人の分離がなされていること
 - ④返済緩和している借入金がないこと



保証限度額	2億8,000万円（組合等の場合は4億8,000万円）
対象資金	事業資金 既存のプロパー借入金（個人保証あり）の本制度による借り換えも可能 （ただし、一定の期間内に事業承継を実施した法人に対しては、事業承継前の借入金に係る借換資金に限る）
返済方法	一括返済又は分割返済
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内（措置期間は1年以内）
信用保証料率	0.45%～1.90% 0.20%～1.15%（経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合）
担保	必要に応じて徴求
保証人	徴求しない
貸付金利	金融機関所定利率
申込方法	金融機関経由（与信取引のある金融機関に限ります）
添付資料	信用保証協会所定の申込資料のほか、次の資料が必要 ①事業承継計画書 ②財務要件等確認書 ③借換債務等確認書（既往借入金を借り換える場合） ④他行借換依頼書兼確認書 （既往借入金を借り換える場合で、申込金融機関以外からの借入金を含む場合） ⑤事業承継時判断材料チェックシート （経営者保証コーディネーターによる確認を受け、上記0.20%～1.15%の信用保証料率の適用を受ける場合）

